

平成 30 年度



広島県土地改良事業団体連合会 (水しりネットひろしま)

事業概要



生産基盤整備を契機としたアスパラ栽培
農事組合法人「ファーム西田口」
(東広島市西条町西田口)

平成 30 年度 広島県土地改良事業団体連合会 事業概要



第 16 回 ひろしまの農村フォトコンテスト
最優秀賞：平本 元
タイトル：「太陽の恵み」
(撮影場所：安芸太田町)



第 16 回 ひろしまの農村フォトコンテスト
優 秀 賞：谷川 絵里
タイトル：「水路遊び」
(撮影場所：東広島市福富町)



第 16 回 ひろしまの農村フォトコンテスト
優 秀 賞：大島 寛
タイトル：「瀬戸内海の恵み」
(撮影場所：東広島市安芸津町)

<平成 30 年度 重点支援事項>

多面的機能支払交付金	1
農業水利施設等の機能診断と保全計画策定	1
大規模農業団地での生産拡大	2
広島レモンのブランド化によるかんきつ産地育成	2
ため池ハザードマップ作成	2

<農業生産基盤の整備・補修・更新>

農地耕作条件改善事業	3
園芸作物条件整備事業	4
農業水利施設のストックマネジメント	5
ため池整備事業	6
団体営調査設計事業	7
土地改良区体制強化事業・ 土地改良施設維持管理適正化事業	8
災害復旧事業	9

<農村生活環境の整備・補修・更新>

農業集落排水施設のストックマネジメント	1 0
---------------------	-----

<地域活動の支援事業>

多面的機能支払交付金	1 1
耕作放棄地再生利用緊急対策交付金	1 2

<土地改良各種手続き>

換地・確定測量（土地改良法手続き）	1 3
土地改良事業計画の調査・報告書作成業務	1 4
土地改良財産処分承認申請業務	1 5

<そ の 他>

発注者支援	1 6
水土里情報（水土里情報システム）	1 7
施設台帳管理システム	1 8
地籍調査（一筆地調査）	1 9
農村振興計画策定支援	2 0
農家負担金軽減支援対策	2 1
土地改良区の支援	2 2
広報活動	2 3

<組織概要>

業務の展開方向	2 4
会員，組織・職員	2 5

● 平成 30 年度 重点支援事項

1) 多面的機能支払交付金

- ・ 広島県土連は事業の推進組織である、広島県農地・水・農村環境保全協議会(以下、「県協議会」という。)の、事務局として事業の推進に当たっています。
- ・ 市町の交付・申請事務及び実施状況確認に係る支援や活動組織が取り組む活動等への指導や研修会を開催するなど、きめ細やかな支援を行っています。
- ・ 広島県土連は、県協議会の発足当初から、事務局として事業を推進しておりますが、今後も農業の多面的機能を維持・発揮する地域活動について、問合せや助言などによりきめ細かに支援します。



【農道周辺の草刈】



【水路の泥上げ】



【水路のひび割れ補修】

広島県土連は、県協議会事務局とは別に、次のような事項についても支援します。

- ① 活動組織の事務支援
- ② 資源向上活動での工事発注のための調査設計
- ③ 事業計画に定められた農用地及び対象施設の保安全管理状況等の現地確認
- ④ 類似業務として中山間直接支払の活動組織の事務支援

2) 農業水利施設等の機能診断と機能保全計画策定（個別施設計画）

- ・ 国においては、国土強靱化計画、インフラ長寿命化計画が進められていますが、県においても平成 27 年 3 月 31 日に「広島県インフラ長寿命化計画（行動計画）」が策定され、インフラの長寿命化に向けた取組が推進されています。
- ・ この中で、目指す姿はストックマネジメントの確立とされており、損傷した施設を単純に更新するという事後保全的な対応ではなく、関係機関や地域の共同活動組織が、施設の規模に応じて役割分担しながら、点検・機能診断と予防保全計画に基づき既存施設の有効活用を図りつつ、劣化の状況に応じた適切な対策を行って、ライフサイクルコストの低減を図っていくこととされています。
- ・ また、平成 32 年度までに、農業水利施設をはじめとする土地改良施設について、個別施設計画を策定するよう取組みが強化されています。

広島県土連は、ストックマネジメントの確立のために、次のような事項について支援します。

- ① 国庫補助事業等による機能診断
- ② 国庫補助事業及び県単独事業で整備するために必要な機能診断
- ③ 水利施設機能保全計画策定
- ④ 施設の状態変化を経年的に記録管理するためのシステム開発
- ⑤ **インフラ長寿命化計画（行動計画）の「個別施設計画」の策定**



【排水機場 グリス漏れ】



【可動堰 堰体部材腐食】



【可動堰 堰体塗装劣化】

● 平成 30 年度 重点支援事項

3) 大規模農業団地での生産拡大

広島県では、大規模農業団地の基盤整備により、担い手の持続可能な営農の実現をめざし、担い手と農地をマッチングし、産地育成による園芸品目の生産拡大と雇用の創出に向けた取り組みが進められています。

広島県土連は、大規模遊休農地の低コストの基盤整備を行うための事前調査及び計画を支援します。



【区画拡大前】



【畦畔除去】



【区画拡大後】

【事前調査】



【気象観測】



【流量観測】



【環境調査】

4) 広島レモンのブランド化によるかんきつ産地育成

広島県では、かんきつ産地の分散された園地を面的に集積するとともに、収益性の高い園地に整備することにより、産地の核となる担い手の経営力を高め、将来にわたって担い手に経営が継承できるかんきつ産地の育成を、遊休地や未利用地を含め1ha以上のまとまりのある土地において国等の整備事業（果樹農業好循環形成総合対策事業、耕作放棄地再生利用緊急対策事業）を活用して推進されています。

広島県土連は、収益性の高い園地の整備に必要な作業道やかん水施設など、基盤整備に関する調査・計画・施工管理等を支援します。



【整備前】



【整備後】

5) ため池ハザードマップ作成

ポイント！

- ・大規模災害が発生するとともに農村地域の混住化が進行。
- ・万が一に決壊した場合を想定した減災対策が重要です。

ため池が決壊した場合に迅速かつ安全に避難するための参考資料として、また、地域住民の日頃の防災・減災意識の醸成手段として。➡ **ため池ハザードマップを作成しましょう。**

広島県土連では、ため池ハザードマップ作成を支援します。



ハザードマップ作成例
(ため池ハザードマップ作成の手引きより)

● 農地耕作条件改善事業

農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積を推進するとともに、高収益作物への転換推進を支援します。

実施要件

- ・ 農地中間管理事業の重点実施区域、事業実施により重点実施区域に指定されることが確実と見込まれる区域（これらを受益とする施設も対象）
- ・ 総事業費 200 万円以上
- ・ 受益者数 2 者以上
- ・ 農地耕作条件改善計画の策定
- ・ 農地中間管理機構との連携概要の策定

《地域内農地集積型》（地域内の農地集積を計画的に実施する場合）最大 5 年（ハードは最大 3 年）

○ 定率補助

ハード事業：(1) 農業用排水施設……農業用排水（営農用水を含む）施設の新設、廃止又は変更
(2) 暗渠排水……暗渠の新設又は変更
(3) 土層改良……客土，混層耕，除礫，心土破碎及び土壌改良
(4) 区画整理……農用地の区画形質の変更
(5) 農作業道……農作業道・進入路等の新設，変更
(6) 農地造成……農用地の造成
(7) 農用地の保全……(1)～(6)以外の農用地の改良又は保全のために必要な事業
(8) 営農環境整備支援……用地造成，営農飲雑用水用水施設・安全施設・農作物被害防止施設の整備，耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備

ソフト事業：水管理・維持管理省力化支援，導入作物に応じた品質向上支援，地形図作成等の条件改善促進支援 等

補助率 国 50%（離島・中山間地域 55%），県 15%

○ 定額助成

ハード事業：区画拡大，暗渠排水，用水路の更新整備等

ソフト事業：条件改善推進費（権利関係，農家意向，農地集積，基盤整備等に関する調査・調整，先進的省力化技術導入，**実施計画策定**等，1 地区あたり上限 300 万円（年基準額）

※定額助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の 1/2 相当

事業実施主体：県，市町，土地改良区，農業協同組合，農業法人等

《農地集積推進型》 1ha（中山間は 0.5ha）以上の連担化した農地，総事業費 1,000 万円以上の県営事業

《高収益作物転換型》 作付面積のうち 1/4 以上を水稻等から新たに高収益作物に転換すること



担当窓口：西部事業所，北部事業所，東部事業所
電話：（西部）082-502-7474
（北部）0824-62-2497
（東部）0847-22-0162

● 園芸作物条件整備事業

担い手による園芸作物の導入や規模拡大を図るうえで支障となっている耕作条件を改善し、速やかに園芸産地の拡大や担い手の経営高度化の推進を支援します。

実施要件

・対象者

- ① 園芸作物を導入又は拡大及び単収増を図る認定農業者及び認定新規農業者。
- ② 認定農業者及び認定新規農業者を育成するための研修を行うJA等。
- ③ 受益者2者以上（1経営体30万円以上）。

・対象農地

- ① 広島県の重点及び推進品目又は地域プロジェクトに掲げる園芸作物を栽培する農地。
- ② 地区設定は任意（市町単位を1地区として取扱う等）。

○ 事業メニュー

- (1) 農業用排水施設・園芸作物を導入又は拡大及び単収増を図る際の農地の水源確保及び導水路整備、ほ場内かん水施設整備
- (2) 排水対策……………暗渠排水、明渠排水(額縁等)等
- (3) 土層改良……………客土、有機質資材混入による土壌改良
- (4) 区画整理……………換地を伴わない区画整理
- (5) 農作業道……………園芸作物を導入したり、規模拡大を図る際の農地に必要な農作業道(耕作道等)の整備
- (6) その他……………農地保全施設(耕土流出防止、防風林、防風ネット等)や鳥獣害防止柵等園芸作物を栽培する上で必要のあるもの

※ただし、(6)その他の実施については、単独メニューとして実施できない

事業実施主体・・・市町

補助率・・・・・・県50%



担当窓口：西部事業所、北部事業所、東部事業所

電話：(西部) 082-502-7474

(北部) 0824-62-2497

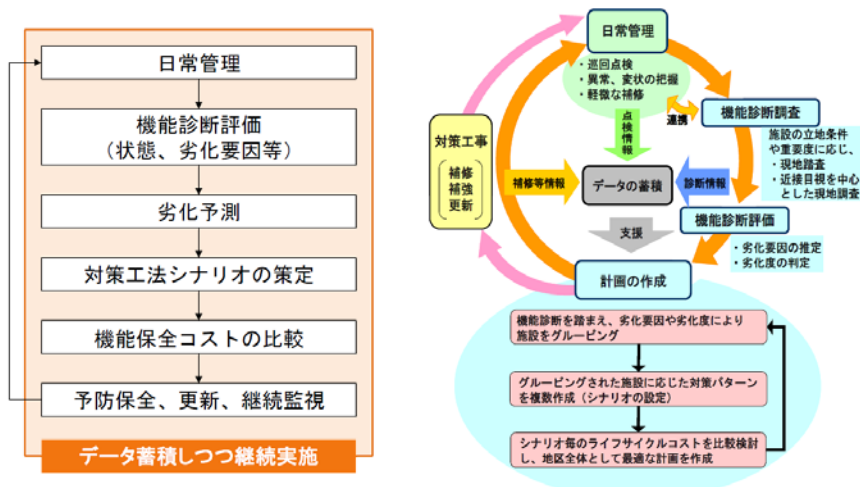
(東部) 0847-22-0162

● 農業水利施設のストックマネジメント

農業水利施設等の機能がどのように低下していくか、どのタイミングで、どのような対策をとれば効果的に長寿命化が図られ、ライフサイクルコストを低減できるかの取組みを支援します。

事後保全から予防保全へ！
機能保全計画の策定

ストックマネジメントの体系



インフラ長寿命化計画(行動計画)の取組みを支援します。

農業水路等長寿命化・防災減災事業(きめ細やかな長寿命化対策)

＜ハード対策＞

機能保全計画に基づき、老朽化した農業水利施設の長寿命化を図るために必要な補修や更新

＜ソフト対策＞

施設の健全度を確認するための機能診断及び長寿命化のための機能保全計画の策定

長寿命化に資する施設整備のための実施計画の策定

事業実施主体・・・県・市町・土地改良区等

実施要件

(ハード対策)・・・総事業費200万円以上(受益面積要件なし), 受益者数2者以上, 事業期間3年以内

(ソフト対策)・・・事業期間1年以内

補助率(国)

ハード対策・・・1/2等 ソフト対策・・・定額



担当窓口：技術支援課

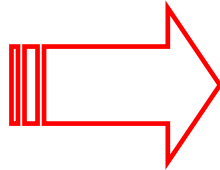
電話：082-502-7473

● ため池整備事業

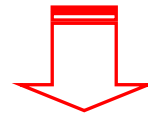
ため池の機能診断調査から、ため池改修に伴う事業計画書作成及び実施設計書を作成し、工事発注後の施工管理業務まで包括的に支援します。

あなたの回りのため池にこんなことはありませんか？

- ✓ 底樋の周りや法面から水が漏れる
- ✓ 堤体がやせた、形が変わった
- ✓ 堤体に割れ目やくぼみができた
- ✓ 大雨の時、あふれそう
- ✓ 余水吐がこわれて、雨が心配
- ✓ 取水施設が古くなり、使いにくい



機能診断調査



ため池整備
事業等で改修



堤体からの漏水



堤体の浸食



堤体の陥没

実施要件

農山漁村地域整備交付金（農地防災事業）

- ・ため池等整備事業

受益面積 10ha 未満

事業費 800 万円以上

補助率 国 50% 県 20%

※団体営調査設計で事業計画概要書作成ができます。

小規模農業基盤整備事業（県単独事業）

- ・老朽ため池補強事業

国庫補助の要件基準に達しないため池

公共性のあるもの

事業費 100～5,000 万円以内

補助率 県 50%

ため池緊急整備事業（県単独事業）

担い手要件の実現が困難と判断することが妥当な地域において、構造上の欠陥があり機能が確保できず、被害想定区域内に人家等が存在しているため池

事業費 100～5,000 万円以内

補助率 県 50%

※補助率については地域指定等により異なります。



担当窓口：技術支援課

電話：082-502-7473

● 団体営調査設計事業

事業計画概要書の作成を行う場合は、活用してください。団体営事業の計画策定費用の一部を広島県土連が負担します。

対象となる工種

工 種	備 考
ほ場整備	農山漁村地域整備交付金 (実施計画策定事業、農地防災事業)
ため池等整備	
かんがい排水整備	

負担割合と作業の流れ

・負担割合

市町等（会員）の負担割合は、**20%**です。（国50%、県15%、広島県土連15%）

団体営調査設計事業の事業主体は、広島県土連となります。

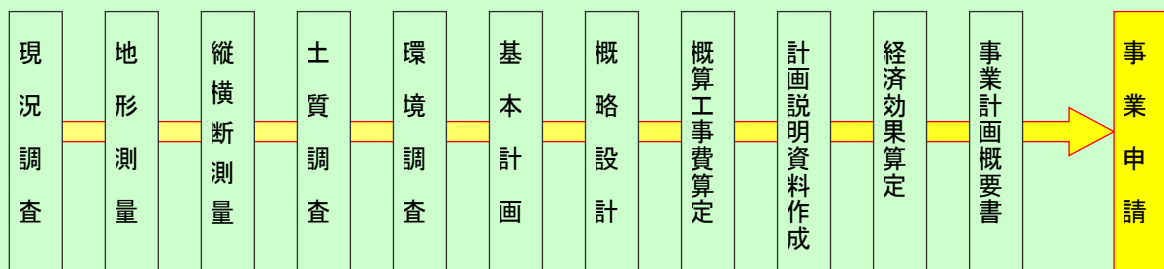
業務の範囲は、新規地区の事業申請に必要な **地形図作成**、**基本計画**、**経済効果算定** および **事業計画概要書等の資料作成** を行います。

各事業の申請に必要な活性化計画等の **個別資料の作成**は、**別途予算が必要** となります。

工種別の調査設計費用の詳細は、下記担当窓口までお問い合わせください。

・作業の流れ

ため池等整備による例



担当窓口：技術支援課

電話：082-502-7473

● 土地改良区体制強化事業， 土地改良施設維持管理適正化事業

農業用水利施設の診断を支援

土地改良区体制強化事業（施設・財務管理強化対策）

施設・財務管理強化対策では，定期診断指導対象施設について，年次実施計画に基づき定期診断を実施しています。

【定期診断指導対象施設】

区分	施設選定基準	診断サイクル	対象施設数
ダム	堤高15m以上	5年	55
頭首工	可動式	3年	60
揚水機	口径100mm以上		37
排水機	口径250mm以上		75
樋門水門	—		65
水路	—		18
畑かん施設	—		10
ため池	堤高10～15m未満	5年	57
計			377

診断結果は，**k1・k2・k3・k4のランクを付け**，整備補修を要する施設は，補助対象事業や適正化事業で改修をするよう指導・助言します。



揚水機の診断



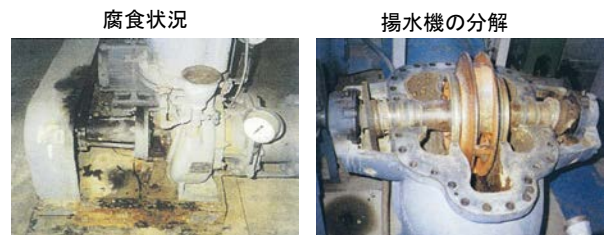
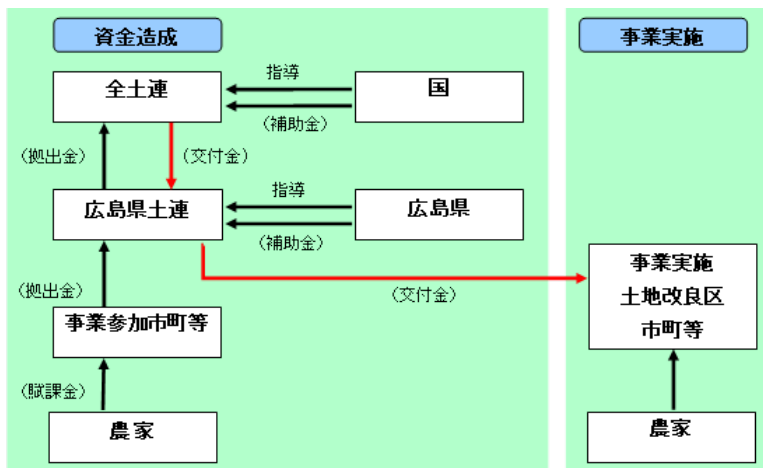
頭首工の診断

上記の定期診断指導対象施設とは別に，施設管理者からの**要請に基づく**診断・管理指導は，**適宜実施**しています。

補助率：国50%，県25%，広島県土連25%

機能回復のための整備・補修を支援 （土地改良施設維持管理適正化事業）

この事業は，相互扶助による事業となっており，整備補修を希望する市町，土地改良区が「維持管理適正化事業」に加入し，事業費の30%を5年間均一に積立て，事業実施年度に事業費の10%を負担して整備・補修を実施します。



整備補修後

事業主体：土地改良区，市町等の土地改良施設管理団体

採択基準：団体営規模以上の土地改良事業により造成された水利施設で，上記施設診断を受け，事業費が200万円以上の整備補修等

補助率：国30%，県30%，事業実施主体 積立：30%，実施年度10%



担当窓口：技術支援課

電話：082-502-7475

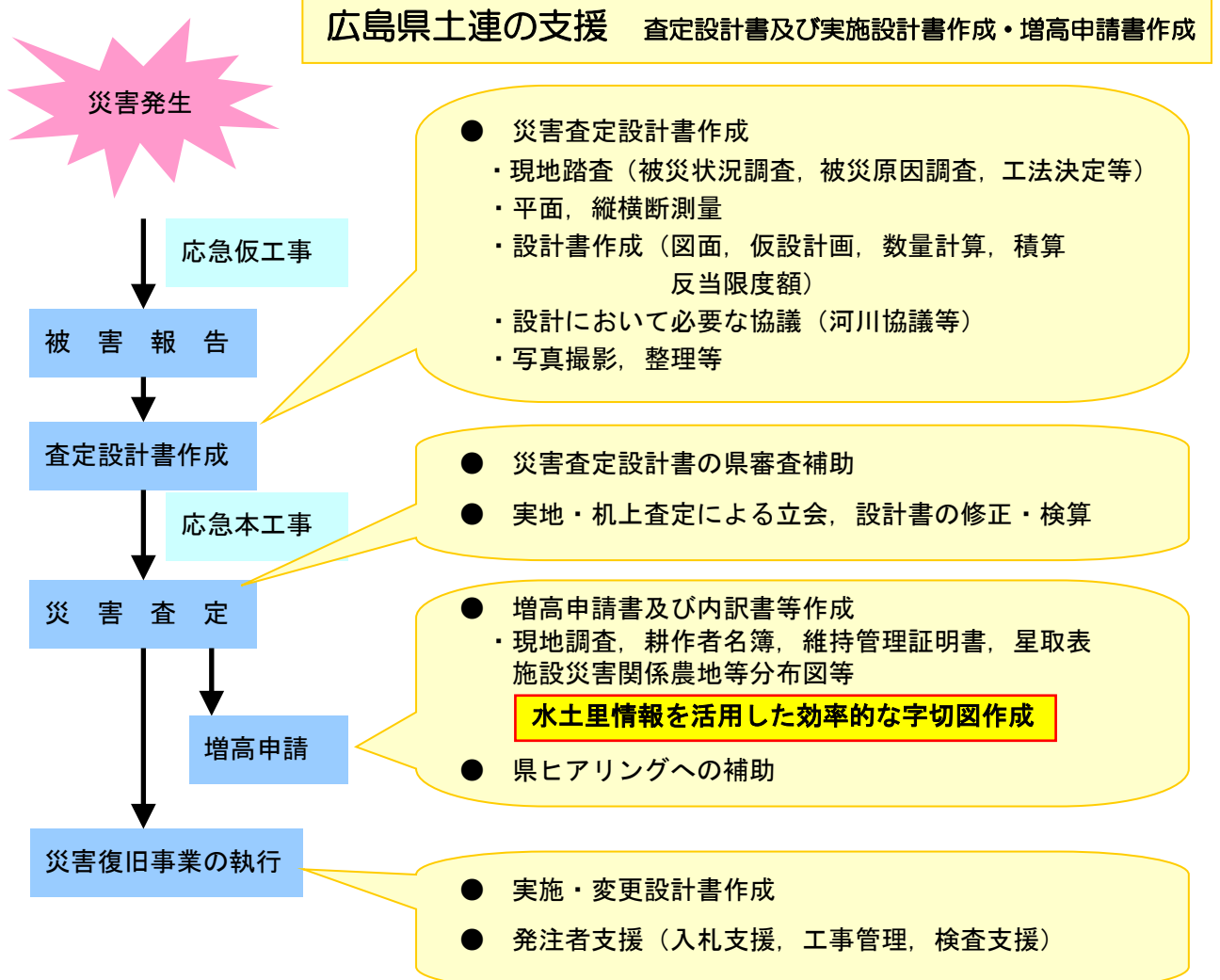
● 災害復旧事業

農地・農業用施設災害の復旧を支援します。



農地（畦畔）の被災

災害復旧の流れ

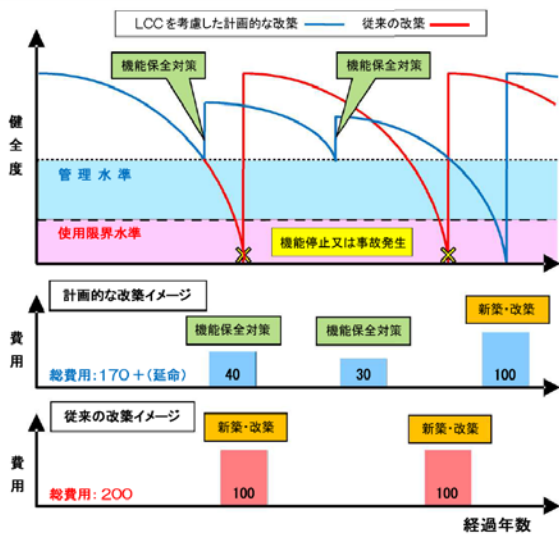


担当窓口：西部事業所，北部事業所，東部事業所
 電話：（西部）082-502-7474
 （北部）0824-62-2497
 （東部）0847-22-0162

● 農業集落排水施設のストックマネジメント

農業集落排水施設の機能診断調査を行い、その結果を踏まえて最適整備構想の策定を支援します。

○ストックマネジメントの導入によるメリット



農業集落排水施設へのストックマネジメント導入によるメリットは、下記のとおりです。

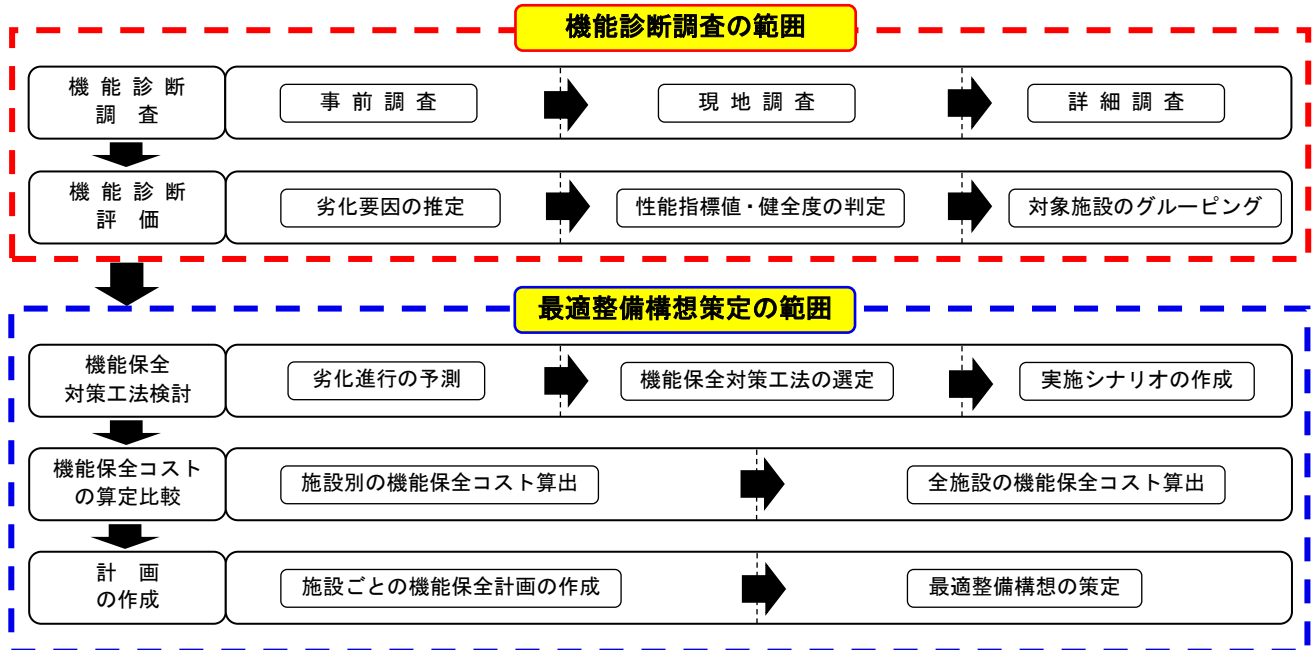
- LCCの最小化
(機能保全対策に係るコストの低減)
- 予算の最適化
(計画的かつ効率的な予算措置)
- 安全性の確保
(劣化リスクのコントロール)
- 施設機能の健全化
(施設機能の適正発揮)

備考) LCC (ライフサイクルコスト) とは、施設又は設備の建設に要する費用に、供用期間中の運転、補修等の管理に要する経費及び廃棄に要する経費を合計した費用です。

◇ 機能診断調査は1処理区当たり上限200万円、最適整備構想策定は1市町村(構想)当たり上限800万円まで、国から補助を受けることが可能です。

区分	補助額	備考
機能診断調査	定額 1処理区当たり 上限 200万円	<ul style="list-style-type: none"> ・機能診断調査の実施は、最適整備構想策定の実施とセットが基本 ・1市町村1処理区でも実施可能 ・1構想当たりの助成額の上限は800万円
最適整備構想策定	定額 1市町村(構想)当たり 処理区数×100万円+200万円	

※農山漁村地域整備交付金



担当窓口：技術支援課

電話：082-502-7473

● 多面的機能支払交付金

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮のため、道路・水路等の地域資源や農村環境の保全を図る活動を支援します。

多面的機能支払

農地維持支払



農道周辺の草刈



水路の泥上げ



農道の砂利舗装



ため池の草刈

資源向上支払

【共同活動】施設の軽微な補修，農村環境保全活動等



水路のひび割れ補修



植栽活動

【長寿命化】水路等施設の補修



水路の補修・更新

広島県土連は、活動組織の取り組みを支援します。また、事業計画に定められた農用地及び対象施設の保全管理状況等の現地確認についても支援します。

活動組織（集落）に対する**指導**，**事業申請**や**実績報告**などの**事務支援**と共に施設の補修・更新のための**調査・設計**，**工事費算定**や**竣工検査**などの**技術支援**を行います。

【事務支援】



【技術支援】（施設の補修・更新のための調査）



【現地確認支援】（農地，施設の状況確認）



担当窓口：地域支援課

電話：082-502-7476

● 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金

耕作放棄地の再生や土づくり，必要な施設の整備まで総合的に支援します。

対策実施期間は，平成 29 年度まで！

1. 事業概要

荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者，農地中間管理機構，農業者組織，農業へ参入する法人等が行う再生作業や土壌改良，作付・加工・販売の試行，必要な施設の整備等の取組を総合的に支援します。

2. 実施主体

地域農業再生協議会（地域耕作放棄地対策協議会）

【事業メニュー】

① 荒廃農地を再生利用する活動への支援

ア再生作業（雑草・雑木の除去，併せて行う土壌改良等）【5万円/10a※】

※ 再生作業に併せて中心経営体に集約化（面的集積）する場合【6万円/10a】

※ 重機を用いて行う等の場合【1/2以内，沖縄県にあつては2/3以内，併せて行う土壌改良は2.5万円/10a】

イ土壌改良（肥料，有機質資材の投入等，2年目に必要な場合）【2.5万円/10a】

ウ営農定着（再生農地への作物の導入等）【2.5万円/10a】

エ経営展開（加工・販売の試行，実証ほ場の設置・運営等）【定額】

② 施設等の整備への支援

・ 基盤整備（農業用排水施設，農道の整備等），農業体験施設（市民農園等），農業用機械・施設の整備

【1/2以内，沖縄県にあつては2/3以内】

・ 小規模基盤整備【2.5万円/10a】

③ 附帯事業への支援【定額】

・ 広域利用調整：都道府県域を越えて行う農地利用調整活動への支援

・ 交付金執行事務：交付事務，地域における農地利用調整，普及啓発活動等への支援

【耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用した取り組み事例】

耕作放棄地再生利用緊急対策と園地集積交付金，園地再生整備支援事業を活用した園地の再生整備



【整備前】



【整備後】



担当窓口：地域支援課

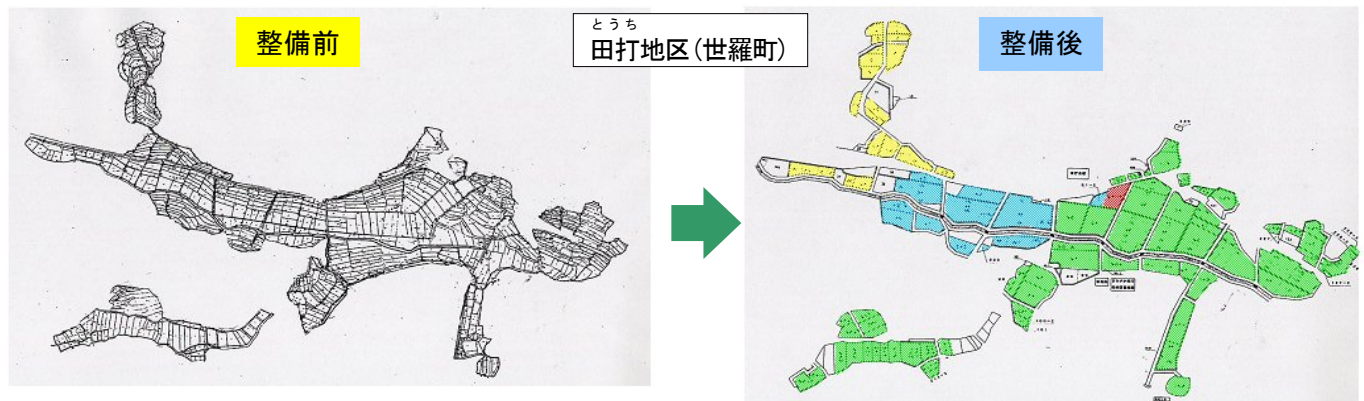
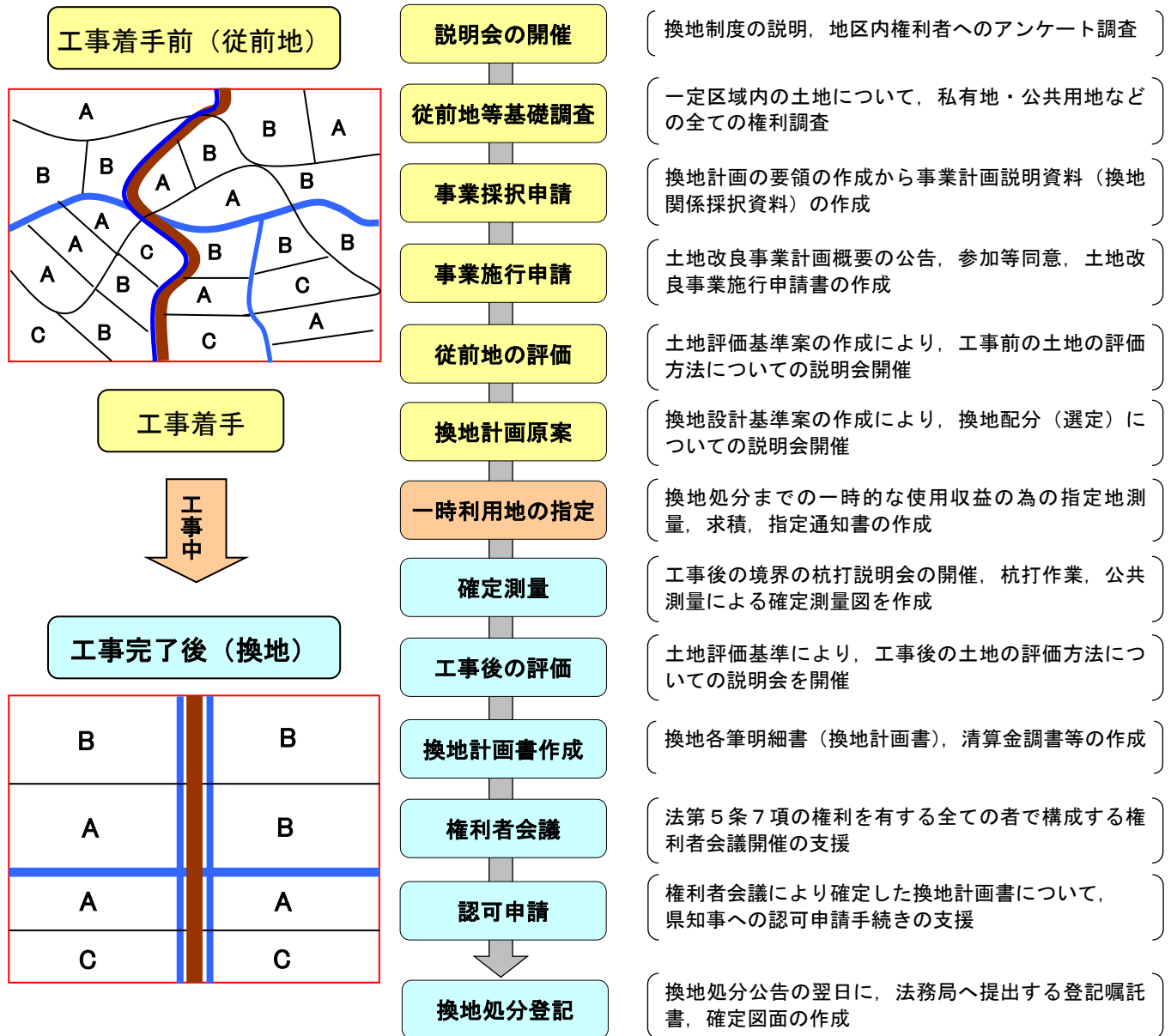
電話：082-502-7476

● 換地・確定測量（土地改良法手続き）

区画整理事業では、換地や確定測量を含めた総合的な支援を行います。

あわせて、土地改良法の**各種手続きに必要な資料作成**は、おまかせください。

例：農地の区画整理事業（ほ場整備事業）の流れ



担当窓口：換地測量支援課
電話：082-502-7477

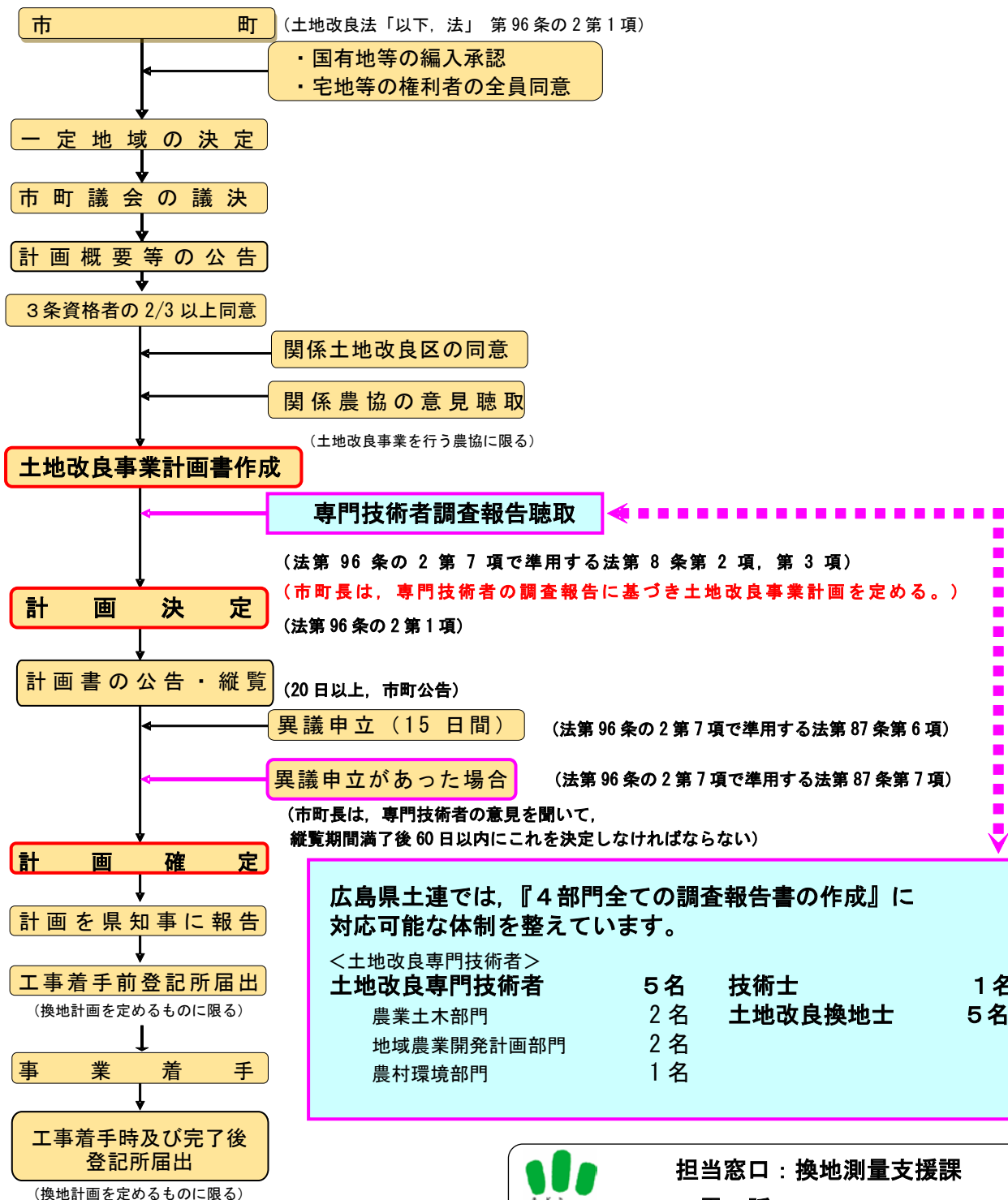
● 土地改良事業計画の調査・報告書作成業務

法手続きに必要な調査及び報告書の作成を支援します。

団体(市町)営土地改良事業の開始、変更、廃止の計画決定には、**調査報告書の聴取が必要**です。

農林水産省令の定めによる農用地の改良、開発、保全又は集団化についての**専門的知識を有する技術者**が、土地改良事業計画を調査し、報告書を提出します。

例：団体(市町)営土地改良事業の開始フロー（土地改良法の一部改正：平成23年11月30日施行）



担当窓口：換地測量支援課

電話：082-502-7477

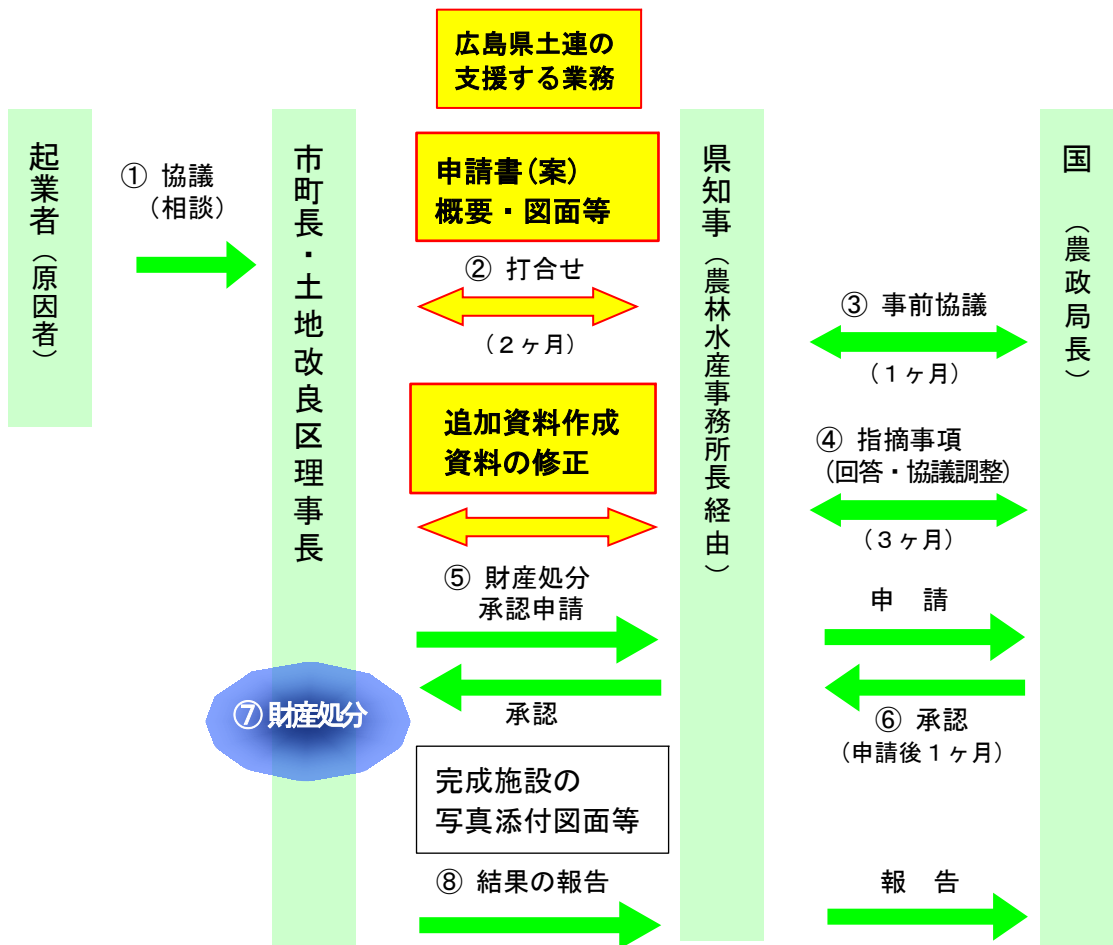
● 土地改良財産処分承認申請業務

土地改良財産の処分事務を支援します。

土地改良財産の処分には、申請と承認が必要です！

補助金により造成した土地改良財産（用水路，排水路，農道など）を，財産管理台帳に記載する**耐用年数以内に処分する（壊す）**場合は，**農政局に申請し承認**を得なければなりません。
（適化法第22条による）

財産処分事務のフロー（事務処理予定期間の例：①～⑧）
〔機能交換できる施設を設置し，補助金返還を伴わないもの〕



処分の方法は、

- (1) 補助金返還を伴うもの
財産の残存期間の補助金相当額を返還することを条件として財産処分が承認される。
- (2) 補助金返還を伴わないもの
同等以上の代替施設を設置する場合に限り，承認を得て補助金返還が免除される。(機能交換)



担当窓口：換地測量支援課

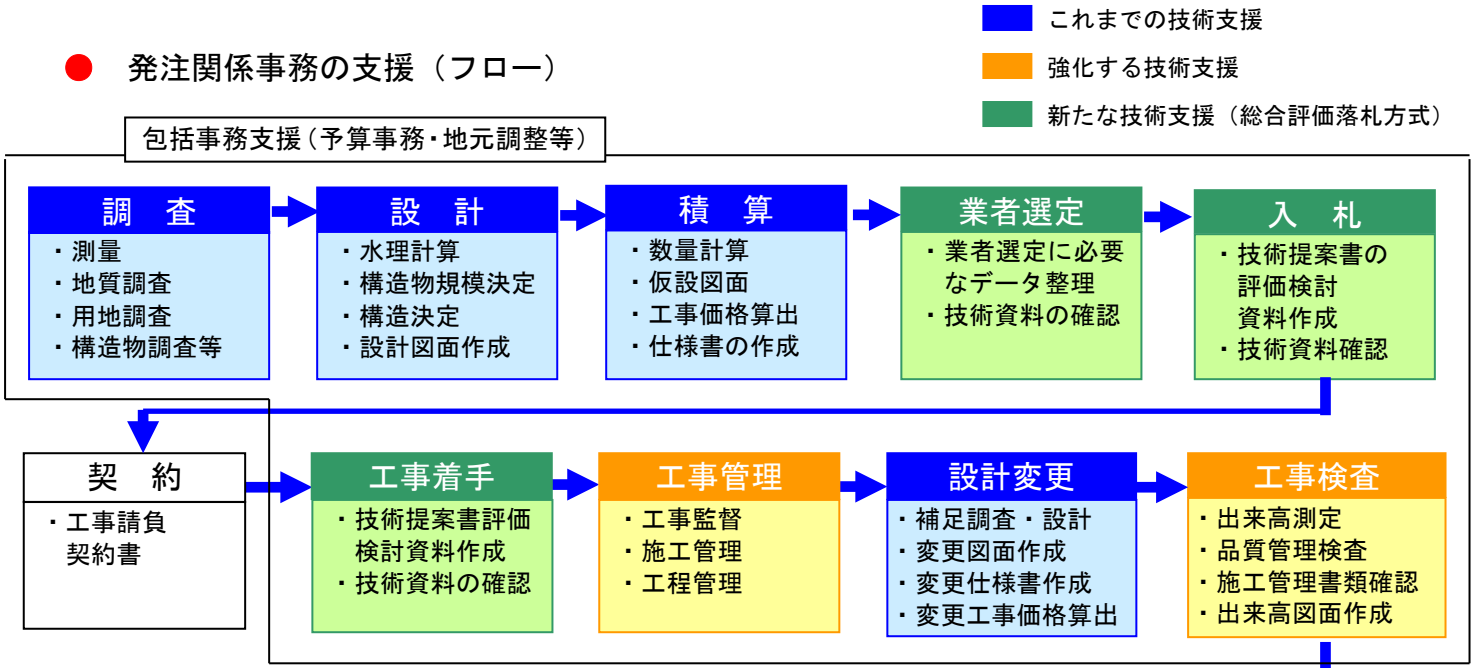
電話：082-502-7477

● 発注者支援業務

発注者支援機関として会員の発注関係事務を支援します。

広島県土連は、『公共工事の品質確保の促進に関する法律』第15条第1項の定めに基づき、発注関係事務を実施する能力を有する発注者支援機関として認定され、事務の各段階で会員を支援します。また、予算事務や地元調整なども含めた包括的な事務支援も実施します。

● 発注関係事務の支援（フロー）



※国庫補助事業における発注関係事務は、「測量及び試験費」として支弁できます。

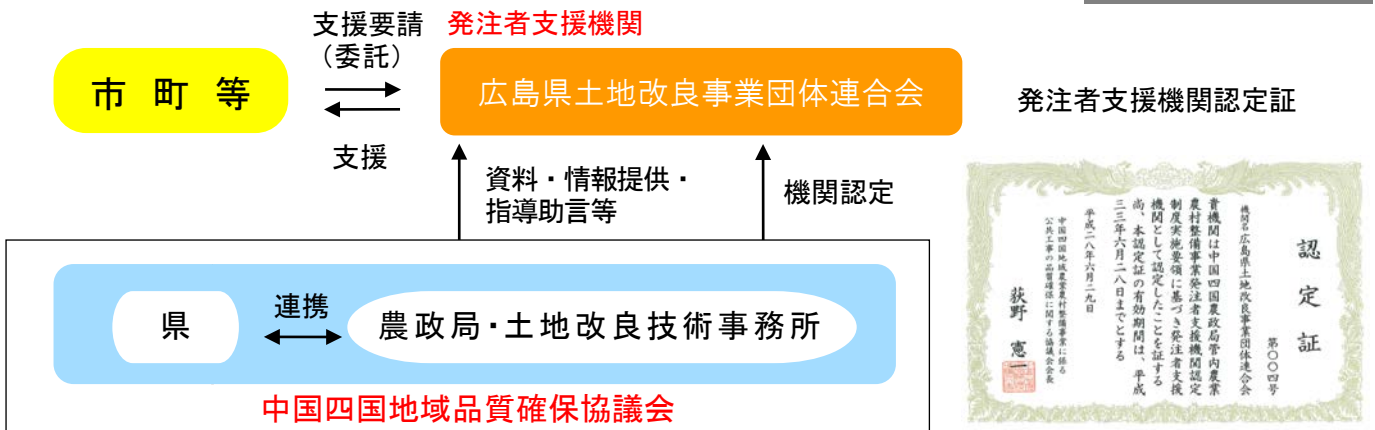


工事竣工

工事施設の保全対策（施設の長寿命化）

- ・ 施設の現況調査
- ・ 施設の機能診断
- ・ 施設の維持管理
- ・ 予防保全対策等

● 市町等への支援体制



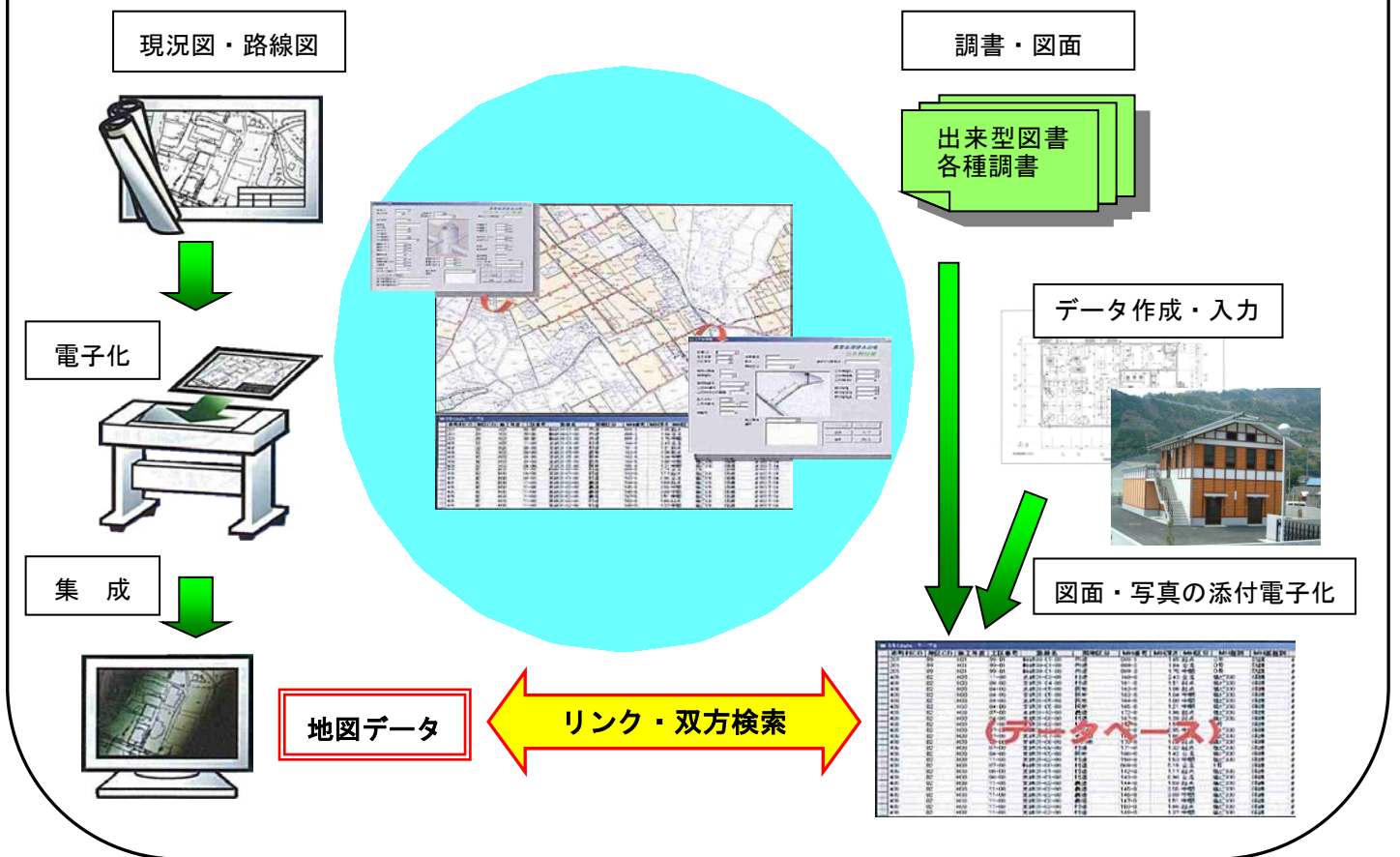
担当窓口：技術支援課
電話：082-502-7474

● 施設台帳管理システム

土地改良施設の台帳を地図データと一緒に管理しませんか。

地図データとのリンクにより、対象物の検索結果を視覚的に把握できます。

台帳管理システム 簡易GIS



台帳管理システム整備実績

■農道台帳システム

システム概要：一定要件道路，その他道路を色分けで図面に表示します。

導入市町：福山市，庄原市，府中市，神石高原町

■ため池台帳システム

システム概要：市町が作成した1,000m³以下のため池台帳を，
広島県の「ため池防災データベース」と同じデータ構成で作成します。

導入市町：三次市

■集落排水台帳システム

システム概要：管渠，マンホール，マンホールポンプ，公共樹，宅内樹等のデータを
市町の独自仕様で作成します。

導入市町：呉市，大崎上島町，三次市，庄原市



担当窓口：技術支援課

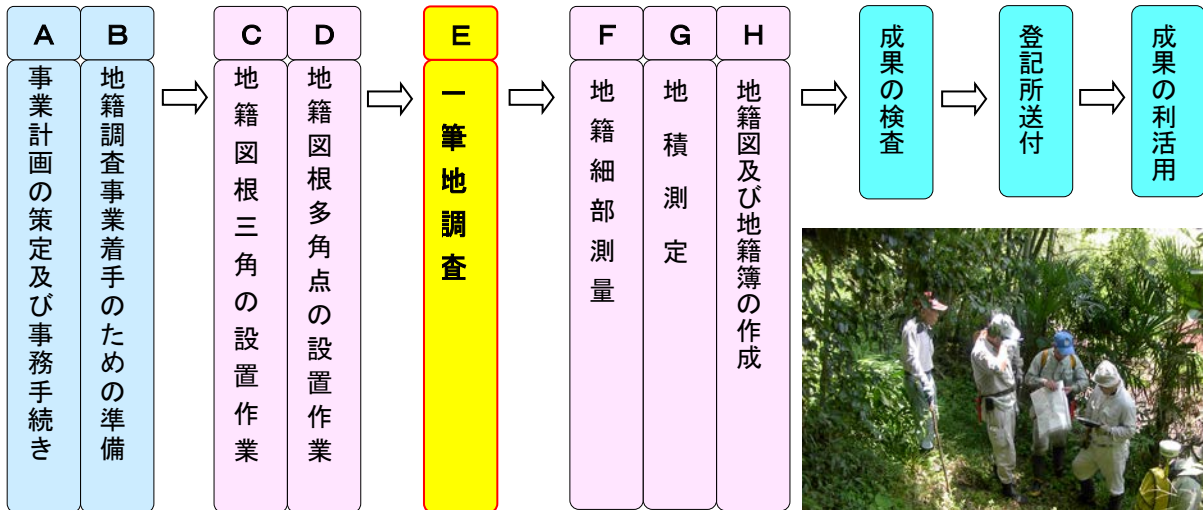
電話：082-502-7475

● 地籍調査（一筆地調査）

地籍測量や一筆地調査を支援します。

外注型で、一般財源負担相当分が軽減できます！

地籍調査の進め方（工程）

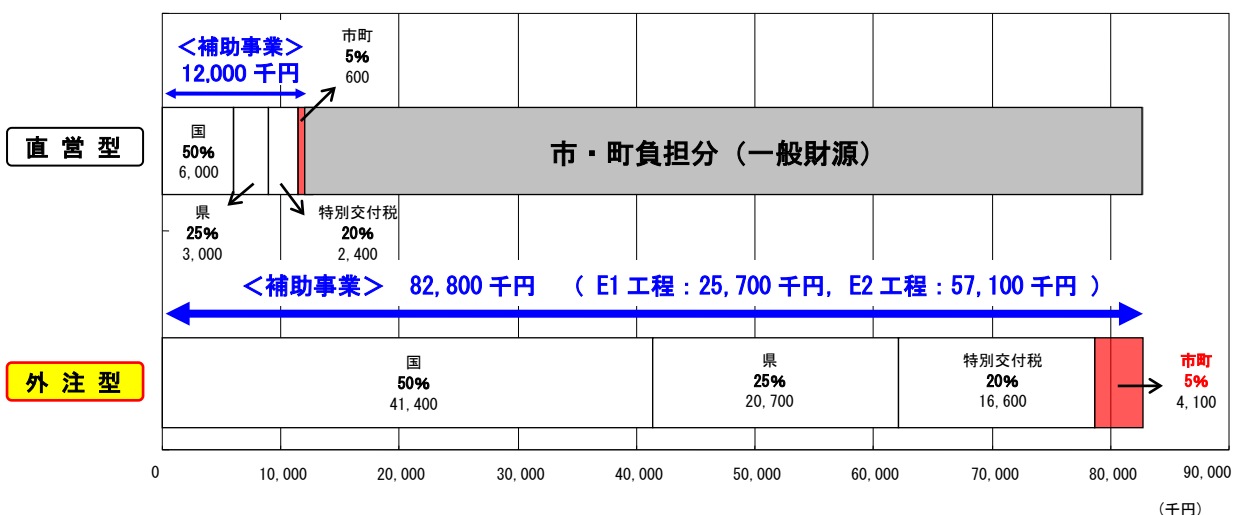


一筆地調査（権利者立会により境界の確認）

外注

- 市町が実施主体の事業費負担割合：国 1/2，広島県 1/4，市町 1/4。
- 県及び市町負担分は、特別交付税措置が行なわれます。
- 市町の実質負担率は、5%程度となります。 ※市町により負担率は変動します。

一筆地調査の型別費用負担比較（算定額は概数）



外注型での実施により、市町の一般財源負担相当分が軽減できます。



担当窓口：換地測量支援課

電話：082-502-7477

● 農村振興計画策定支援

農業・農村の各種振興計画の策定を支援します。

農業農村整備事業の実施においては、市町の農業振興計画のほか、各種の基本計画に基づくとともに、住民意向を踏まえ計画を立てる必要があります。

連合会では、農業・農村の各種振興計画づくりを支援するとともに、振興計画に基づく事業実施計画策定を支援します。

女性や高齢者の
地域づくりへの支援



ワークショップによる
住民意向の把握



環境保全型農業
耕畜連携の推進



農家代表との
農業振興施策検討会

各種の振興計画に基づく
地域の特色を活かした

活力あふれる農村振興の実現



6次産業化による
農業振興



生活環境整備
住みよい地域づくり



各種地域対策への支援
鳥獣害対策
外来生物駆除対策
動植物保護対策



生き物調査を通じた
地域環境教育



農業体験を通じた
都市と農村の交流

支援実績（平成14年度以降の主たるもの）

農業振興計画地域整備計画策定、改訂	北広島町 (H16), 福山市 (H17), 尾道市 (H20, H24), 三原市 (H21)
農業振興ビジョン策定、改訂	尾道市 (H21, H25)
田園環境整備マスタープラン	東広島市 (H26), 庄原市 (H28) など
農村振興基本計画	大崎上島町 (H16) など 14 計画
総合整備事業実施計画	大崎上島町 (H18) など 12 計画
農業農村振興施策展開検討	北広島町 (H20), 世羅町 (H21)
インフラ長寿命化計画（行動計画）	北広島町 (H27), 安芸高田市 (H28), 竹原市 (H28), 江田島市 (H28) など
未来創造計画	北広島町 (H22), 大崎上島町 (H22)
各種環境調査	県営・団体営事業の新規地区, 変更計画地区
オリーブ振興計画	江田島市 (H28)



担当窓口：地域支援課

電話：082-502-7476

● 農家負担金軽減支援対策

地元負担金の軽減のために活用してください。

ほ場整備以外の事業も対象です！

■水田・畑作経営所得安定対策等支援事業

平成6年度以降採択された土地改良事業等で、担い手への農用地の利用集積率の増加が見込まれる地区に対し、対象事業に係る地元負担金の5/6の無利子融資が可能です。無利子融資のイメージ

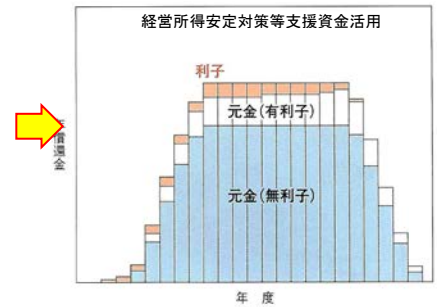
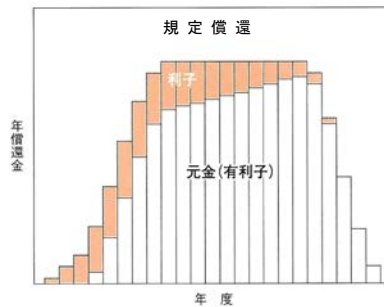
【認定期間】

現行 平成19年度から平成27年度

拡充 平成19年度から平成32年度

ほ場整備ではありません！

ため池整備事業やかんがい排水事業など、土地改良法に基づき国の補助を受ける(受けた)事業であれば、対象となります！



平成30年度より担い手への農地の利用集積を加速化させるため、採択要件の見直しを行いました。

○採択要件 担い手農地利用集積率 (現行)

採択時	目標
40%未満	50%以上
40%~50%未満	10ポイント以上増加
50%~55%未満	60%以上
55%~90%未満	5ポイント以上増加
90%~95%未満	95%以上
95%以上	シェア増加
100%	維持



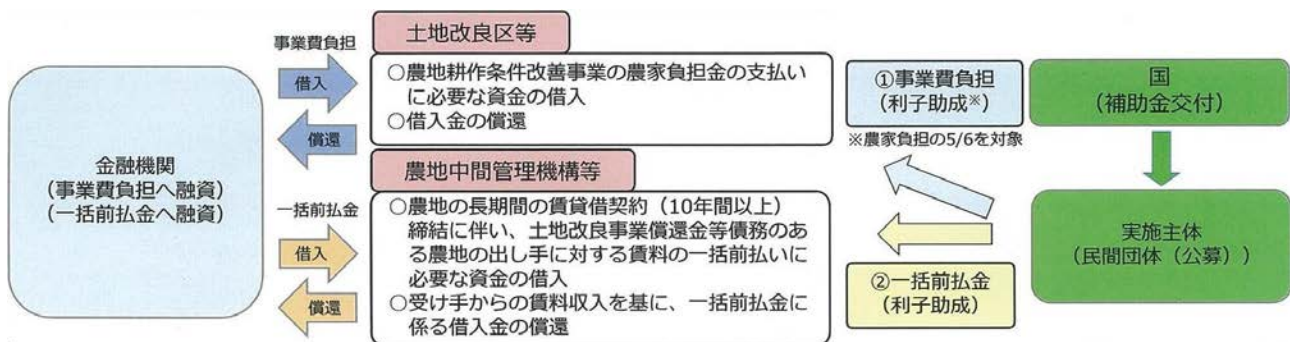
(拡充)

採択時	目標
80%未満	10ポイント以上増加※
80%~90%未満	5ポイント以上増加
90%~95%未満	95%以上
95%以上	シェア増加
100%	維持

※①目標集積率60%未満は採択しない。
②目標集積率8割以上、かつ、5ポイント以上増加の場合は上記の限りでない。
③受益面積3,000ha以上、かつ、5ポイント以上増加の場合は上記の限りでない。

■農地有効利用推進支援事業（新規）

農地耕作条件改善事業の実施に当たり、担い手への農地集積率が概ね8割となる地区を対象に支援を行う「農地有効利用推進事業」を追加。



■その他

災害発生時に負担金の助成制度があります！
詳細は担当窓口まで



担当窓口：地域支援課

電話：082-502-7476

● 土地改良区の支援

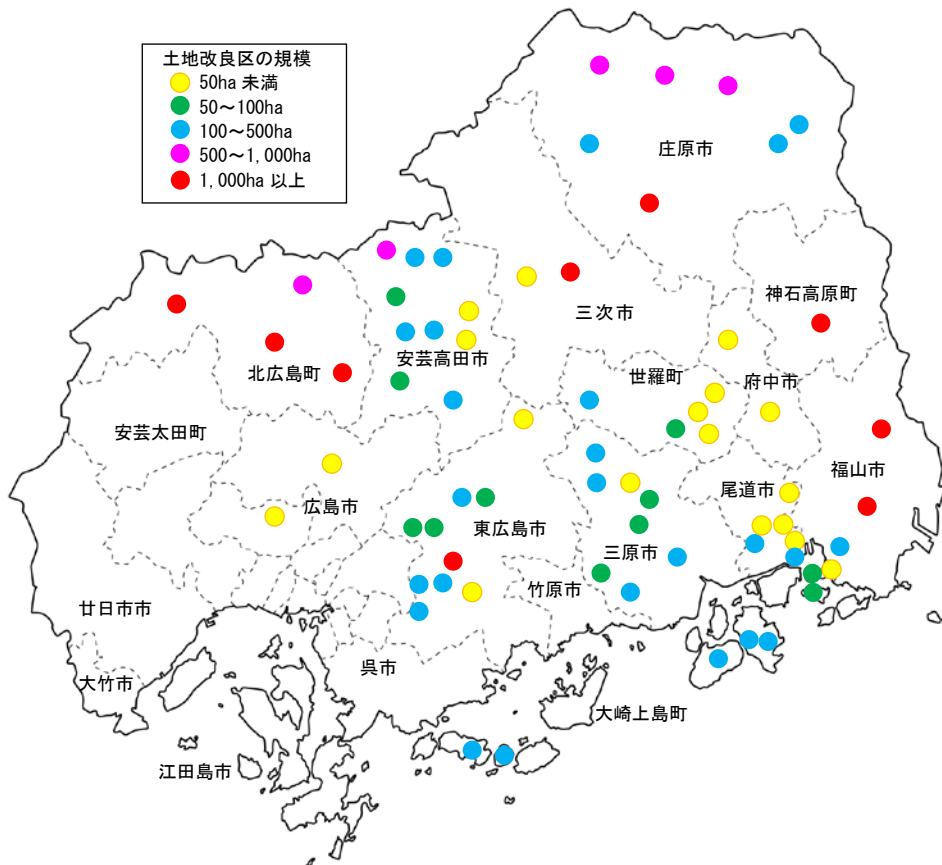
土地改良区の設立，統合，解散，運営等を指導支援します。

広島県内には 68 の土地改良区があり，組合員数は約5万5千人です。

土地改良区とは・・・

昭和24年に土地改良法が制定され，設立された農家の人たちの組織です。農業を行う上で欠かせない土地改良施設の維持・管理，農地の整備（土地改良事業）などの役割を目的とし，全国には約4,800団体，関係する組合員総数は約350万人です。

水土里ネットは，土地改良区の愛称です！



広島県土連は土地改良区の活動を支援します。

1. 施設・財務管理強化

土地改良区の事業運営の透明化やガバナンスの強化を図るための土地改良施設の管理等に関する苦情・紛争等の対策及び財務管理強化重点地区の指導等を実施します。

2. 統合整備強化

効率的・効果的に土地改良区の組織運営基盤の強化が図られるよう，土地改良施設の維持管理体制の再編整備を図る助言指導等を実施します。

3. 研修・人材育成

土地改良区の組織運営基盤や事業実施体制の強化を図るため，土地改良区の役職員研修等を実施します。



担当窓口：換地測量支援課

電話：082-502-7477

農業農村の振興に向けたイベント、広報誌の発行、ホームページの運営

「ひろしま農業農村整備広報委員会」は、広島県と広島県土地改良事業団体連合会で構成する委員会で、農業農村整備を広く理解していただくため、広報活動を行っています。

- ひろしまの農村フォトコンテスト
写真を通して広く県民のみなさんに
県内の農業・農村地域の魅力を発信しています。



- 広報誌「ひろしまの土地改良」
・季刊誌として年4回発行



- 農業農村整備事業優良地区コンクール

これまでの受賞地区

年度	受賞団体	実施事業	事業地区
平成27年	農事組合法人 シバザクラの里乃美	経営体育成基盤整備事業	東広島市 乃美地区
平成25年	農事組合法人 ファーム西田口	経営体育成基盤整備事業	東広島市 西田口地区
平成23年	農事組合法人 聖の郷かわしり	経営体育成基盤整備事業	世羅町 川尻地区
平成18年	農事組合法人 さわやか田打	県営ほ場整備事業	世羅町 田打地区

- 広島県土連のホームページ
http://www.hdn.or.jp/



広島県土連では、ホームページを通じて、イベントの情報発信や土地改良相談、各種事業紹介を行っています。また、広島県土連が運営する協議会に関する情報も掲載しています。是非一度ご覧ください。

- 農業農村整備の推進に向けた活動
 - ・ 土地改良事業功労者表彰
 - ・ 農業農村整備事業の提案活動



担当窓口：地域支援課

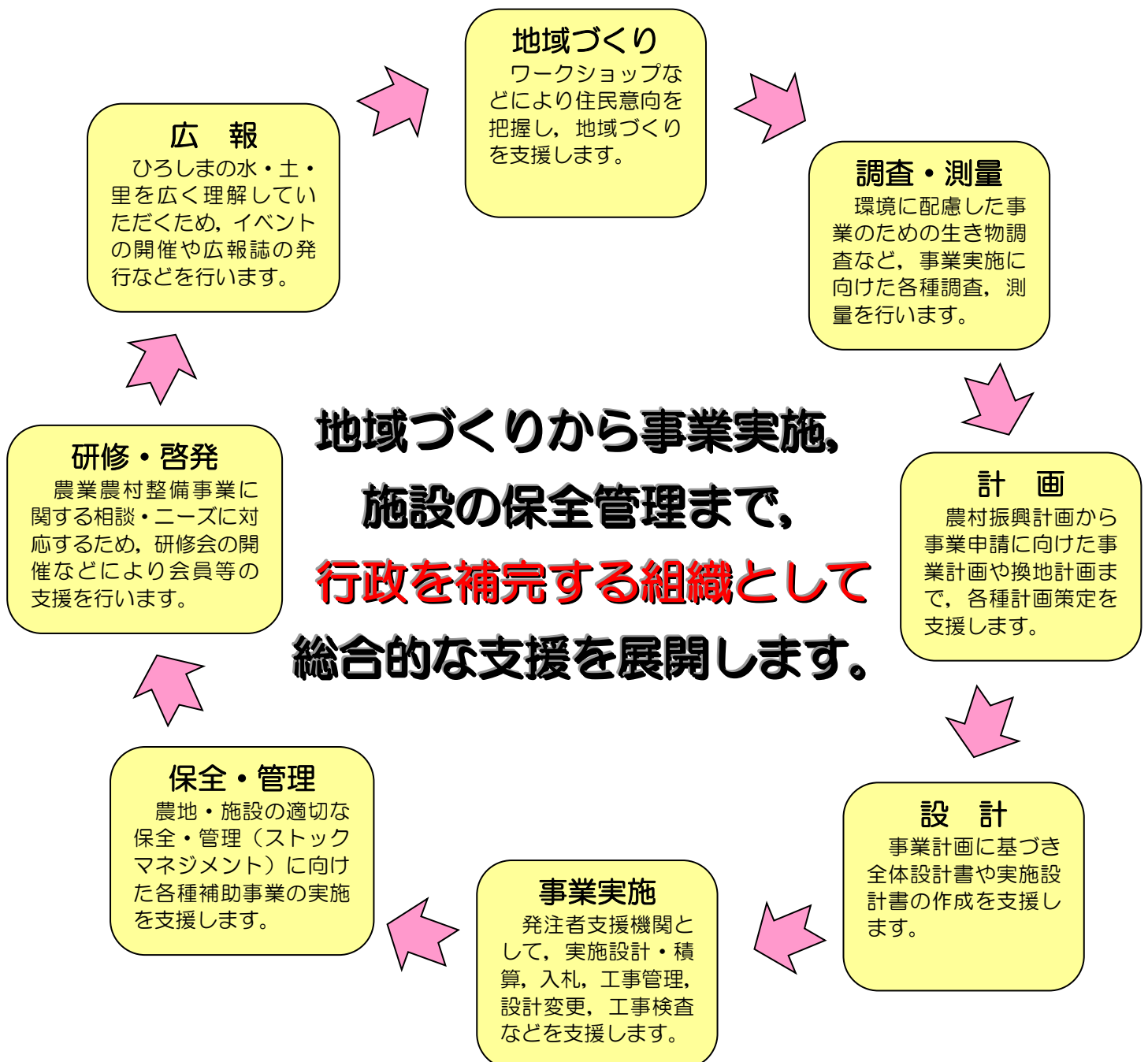
電話：082-502-7476

● 業務の展開方向

農業・農村の振興と発展を図るため、

会員の協同組織としてその利益に寄与します。

1. 設計・換地・測量など、会員等が行う事業の発注関係事務を包括的支援（技術支援）
2. 土地改良事業の円滑かつ的確な実施を図るための調査・設計（団体営調査設計事業）
3. 老朽ため池の老朽度調査や改修の支援（老朽ため池改修支援）
4. 農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動への支援（多面的機能支払支援）
5. 農業用施設並びに農業集落排水施設の保全支援（各種施設のストックマネジメント）
6. 土地改良区の体制強化対策を総合的に実施（土地改良区体制強化事業）
7. 農業水利利施設の診断による機能回復のための整備・補修の支援（土地改良施設維持管理適正化事業等）
8. 農家負担金の利子補給，利子助成，無利子貸付による農家負担金の軽減（農家負担金軽減支援対策事業）



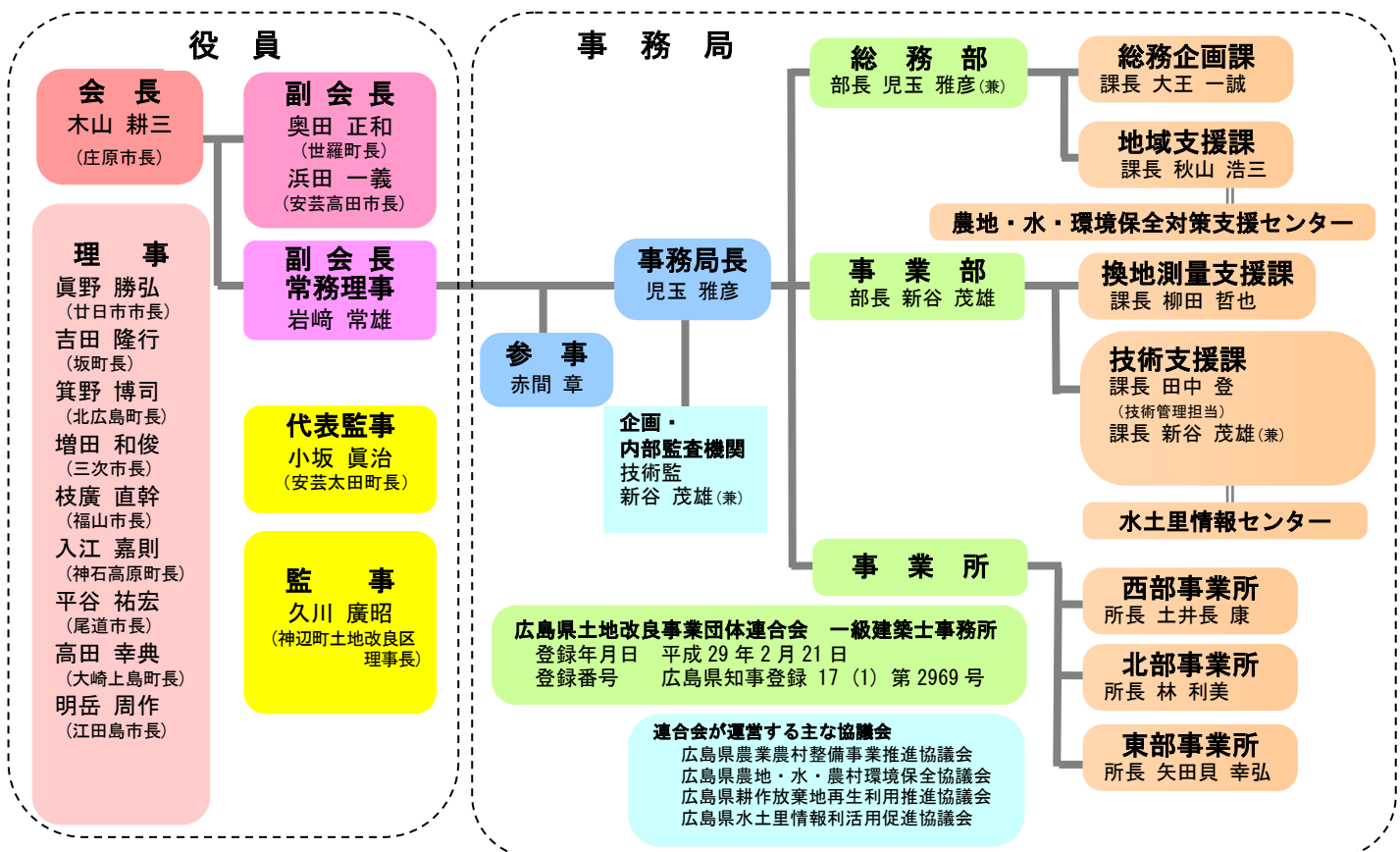
● 會員，組織・職員

會員一覽

支部	會員数 72	會員 (市町 23, 土地改良区 49)
広島	市町 7, 改良区 2	広島市, 大竹市, 廿日市市[理], 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町[理](支), 中島土地改良区, 祇園町外二ヶ町土地改良区
可部	市町 3, 改良区 13	安芸高田市[副](支), 安芸太田町[代監], 北広島町[理], 芸北土地改良区, 大朝土地改良区, 千代田町土地改良区, 豊平土地改良区, 吉田町土地改良区, 吉田町埃ノ宮土地改良区, 簸川土地改良区, 羽佐竹土地改良区, 向原町土地改良区, 甲立土地改良区, 美土里町土地改良区, 小原土地改良区, 原土地改良区
三次	市町 1, 改良区 1	三次市[理](支), 三次市土地改良区
庄原	市町 1, 改良区 7	庄原市[会](支), 庄原市土地改良区, 西城町土地改良区, 口和町土地改良区, 高野町土地改良区, 比和町土地改良区, 内堀土地改良区, 森田黒土地改良区
福山	市町 3, 改良区 6	福山市[理], 府中市, 神石高原町[理], 福山市土地改良区, 沼隈町土地改良区, 神辺町土地改良区[監], 五ヶ村土地改良区, 矢多田土地改良区, 神石高原町土地改良区
尾道	市町 3, 改良区 11	三原市, 尾道市[理], 世羅町[副](支), 神田土地改良区, 沼田東土地改良区, 大草土地改良区, 泉北土地改良区, 梶山田土地改良区, 百島町土地改良区, 浦崎町土地改良区, 瀬戸田土地改良区, 赤屋土地改良区, 箱土地改良区, 西伊尾土地改良区
東広島	市町 3, 改良区 9	竹原市, 東広島市, 大崎上島町[理](支), 東広島市土地改良区, 乃美尾土地改良区, 大曾場土地改良区, 吉川土地改良区, 小野土地改良区, 重兼土地改良区, 内土地改良区, 上三永土地改良区, 乃美土地改良区
呉	市町 2, 改良区 -	呉市, 江田島市[理](支)

[会]:会長 [副]:副会長 [理]:理事 [代監]:代表監事 [監]:監事 (支):支部長

組織図



職員数，資格者状況

※主な資格を掲載

職員	55名
嘱託員	17名
計	72名

【測量業務】		上級農業集落排水計画設計	1名	1級土木施工管理技士	9名
測量士	14名	農業集落排水計画設計士	5名	第3種電気主任技術者	1名
地籍主任調査員	5名	【換地業務】		浄化槽管理士	13名
測量専門技術認定	2名	土地改良換地士	5名	浄化槽技術管理者	10名
地理空間情報専門技術認定	5名	土地改良補償業務管理者	2名	下水道技術検定	2名
【設計業務】		【その他業務】		農業水利施設機能総合診断士	1名
技術士(農業部門:農村環境)	1名	土地改良専門技術者	5名	水道技術管理者	1名
1級建築士	1名	浄化槽設備士	3名	消防設備士	1名

● 沿革

- 明治 32 年 耕地整理法が制定
県内各地に耕地整理組合が設立され、耕地整理事業が行われるようになる。
- 昭和 2 年 広島県耕地協会が設立
協会は、技術職員を確保して、会員の技術的援助、指導を行うようになる。
- 昭和 24 年 耕地整理法と水利組合法に代わり土地改良法が制定
- 昭和 26 年 土地改良法の制定に伴い社団法人広島県耕地協会に改称
- 昭和 32 年 土地改良法が改正
- 昭和 33 年 広島県土地改良事業団体連合会を設立
設立認可 昭和 33 年 9 月 16 日
農林省指令 33 農地第 3343 号（土地改良法第 111 条の 13 第 2 項）
登記 昭和 33 年 10 月 13 日

● 目的

土地改良事業を行う者（市町・土地改良区など）の協同組織により、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、共同の利益を増進することを目的としています。

（土地改良法第 111 条の 2）（定款第 1 条）

● 性格

- 広島県土地改良事業団体連合会は、土地改良法第 111 条の 3 に定められた法人です。
- 会員となる市町村が発起人となって設立された会員組織です。
- 法人税法第 2 条第 6 項、所得税法第 11 条第 1 項、印紙税法第 5 条第 2 号により非課税団体です。

● 事業

- 会員等の行う農業農村整備事業に関する技術的な支援や協力
- 農業農村整備事業に関する啓発及び情報の提供
- 農業農村整備事業に関する調査及び研究
- 農業農村整備事業の推進のための活動等

「農業農村整備事業」とは、
ほ場整備やかんがい排水事業などの土地改良法に基づく土地改良事業と
農業集落排水事業などの農村環境を守る事業の総称です。

徽章



意匠

1. 団結と相互扶助（三矢訓）
2. 事業部門の躍進（設計・換地・測量）
3. 基礎の確立（三脚）

水土里ネットひろしま は

農業農村整備を通じて農地の集団化・汎用化を支援しています。

本 部
〒730-0017 広島市中区鉄砲町 4-1 (広島県土地改良会館内)
TEL (082) 502-7470(代)
FAX (082) 502-7480

西部事業所
〒730-0017 広島市中区鉄砲町 4-1 (広島県土地改良会館内)
TEL (082) 502-7474
FAX (082) 502-7483

北部事業所
〒728-0013 三次市十日市東 4 丁目 8-1
TEL (0824) 62-2497
FAX (0824) 62-5551

東部事業所
〒722-1121 世羅郡世羅町西上原 94-1
TEL (0847) 22-0162
FAX (0847) 22-3315

「^{みどり}水土里ネットひろしま」は広島県土地改良事業団体連合会の愛称です。

^{みどり}水土里 は豊かな自然環境や美しい景観を意味し、おいしい水、きれいな空気などの清廉なイメージを表現しています。

 は農業用水、地域用水などを  は土地、農地、土壌などを  は農村空間、農家や地域住民の生活空間などを意味しています。